

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 くまもと工芸会館
- 2 指定管理者 くまもと工芸協会共同企業体
代表者 熊本市南区南高江 6 丁目 1 9 番 5 7 号
一般社団法人 くまもと工芸協会
代表理事 大住 裕司

熊本市中央区辛島町 3 番 2 0 号
太平ビルサービス 株式会社
代表取締役 狩野 伸彌
- 3 指 定 期 間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 1 2 年 3 月 3 1 日

(提出理由)

くまもと工芸会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。